



JAPAN AIRLINES

動物申告書

下記貨物の荷送人は、運送人に対し、次の通り申告し、確認する。

- 1、動物の航空輸送について以下の環境を承知している。
航空輸送の環境は温度・湿度の変化、照明(明るさ)、音、気圧などの点で動物、特に子犬、短頭犬種、高齢犬にストレス・悪影響を与える場合がある。航空輸送の特殊な環境下では、動物が変調をきたし、衰弱、もしくは死亡するなど、不測の事態が生じる場合がある。
- 2、必要な事前の手続き、準備がなされた上で、貨物は正しく申告され、梱包され、航空運送に適した状態である。
- 3、中の動物は、健康状態等が良好であり、特に指示がない限り、到着地で引き渡されるまで餌や水の補給は必要ない。
- 4、野生の動物がいれば、それは慣らされており、脱水症状を起こしやすいとされている生後8週間未満の子犬は入っていない。
- 5、中の動物の運送については、法令(ワシントン条約等)の適用を受けない、もしくは適用法令の定めるところに則っている。
- 6、航空輸送が特に悪影響を与える可能性の高いブルドッグ及びフレンチブルドッグに関し、運送人は航空輸送を行っていないことを承知しており、中の動物は、ブルドッグ及びフレンチブルドッグでないことを誓約する。
- 7、到着地において荷受人が貨物を直ぐに引き取るよう手配した。もし荷受人が引き取らなかった場合、発地への返送等に要する料金、費用は荷送人が支払う。
- 8、以下による死傷・発病等、及びそれに伴う損失、損害もしくは費用等については運送人の免責事項とする。
 - ・ 自然的原因(航空機内の気圧や温度等の変化を含む)
 - ・ 動物自身もしくは他の動物の性状、または梱包の欠損等
 - ・ 排泄物、吐物による生体の汚染、またはウィルス、微生物による感染

記

運送状番号 _____
動物の種類(犬の場合は犬種)と数 _____
荷送人署名 _____ 日付 _____
その他(荷主の指示、荷主保険の加入、動物のコンディション等)
